

大雨・台風に備えよう

6～10月は梅雨前線や台風の影響で浸水、洪水、土砂災害などの自然災害が発生しやすくなります。
被害を最小限に抑えるため、気象情報などを有効に活用し、早めの対策・避難を行いましょう。

☎協働推進課安全安心係 ☎0943-32-1196

事前の準備

- 非常時に持ち出すものを準備しておきましょう。
- 広川町ハザードマップなどで、災害時の避難経路や避難場所を確認しておきましょう。
- ※今年度から上広・中広・下広校区の3つに分けて作製しています。



避難所での感染予防

密集した空間で過ごす避難所では、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症に感染するリスクが高まります。
町では複数の避難所を開設したり、感染予防に必要な備蓄物資を確保したりするなどの対策をとる予定です。より感染リスクを減らすため、皆さんも感染予防へご協力ください。

避難する前に…

- ・避難所が過密状態になることを防ぐため、できるかぎり親戚や友人の家などへ避難できるよう準備しておく
- ・必要な備蓄品や、マスク・体温計・消毒液などを準備する
- 避難所では…
 - ・手洗い、咳エチケットを徹底する
 - ・物品などは定期的に洗剤で清掃し、避難所の衛生環境を整える
 - ・換気を心がける
 - ・人との距離を保つよう心がける

防災情報の入手

町では、携帯電話やスマートフォン、電話、FAXで、最新の防災気象情報などを配信しています。事前登録・事前申し込みが必要となりますので、お早めにご登録、お申し込みください。
福岡県と気象庁が発表する土砂災害警戒情報（土砂災害への警戒を呼びかける情報）は、テレビやインタ

ーネットでも入手できます。最新の情報を入手し、早めの避難を心がけましょう。

■携帯電話、スマートフォンで情報を受け取る

防災気象情報などを電子メールで受け取ることができます。左の登録方法に従って登録し、役場からの防災情報をいつでもどこでも入手できるようにしましょう。
※使用料は無料
※メール1通あたり1～2円のポケット通信料がかかります。

■電話、FAXで情報を受け取る

防災メールの情報をFAX、電話（音声）で受け取ることができます。防災行政無線放送を聴くことが難しい人、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない人は、協働推進課安全安心係でお申し込みください。
※FAX（電話）番号を登録するものですので、申し込みはFAX（電話機）機器をお持ちの人に限りません。

携帯電話、スマートフォンの防災メール登録方法

登録用アドレス「bousai.hirokawa-town@raiden.ktaiwork.jp」に空メールを送信する。または右のQRコードを読み取り、空メールを送信する。



仮登録完了メールを受信後、画面の指示に従い本登録をする。

※迷惑メール対策などでメールが届かない場合は、「@raiden.ktaiwork.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

令和2・3年度の保険料率が決定しました

☎住民課国保・年金係

☎0943-32-1112

☎後期高齢者医療お問い合わせセンター

☎092-651-3111

1 保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定されます。

	平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割額	56,085円	55,687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

2 保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、被保険者個人の総所得金額等[※]に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。

保険料額の詳細は、7月送付予定の「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認ください。

(総所得金額等[※] - 33万円) × 10.77%

保険料の上限額
64万円

均等割額

55,687円

+

所得割額

個人ごとの所得に応じた額

=

保険料額

1人あたりの年間保険料額

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。



3 保険料軽減措置

4月1日時点の世帯の所得額などに応じて、均等割額が軽減されます。年度途中で75歳になる人や県外から転入した人などは、その時点が基準です。

対象者の所得要件が33万円以下（軽減割合の本則が7割）の人は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化により段階的に軽減割合が見直されています。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者・世帯主の軽減対象所得金額 [※] の合計額)	軽減割合 (均等割額の年額)	
	本則	令和2年度
33万円（基礎控除額）以下	7割 16,706円	7.75割 12,529円
		7割 16,706円
33万円 + 28.5万円 × 被保険者数 以下	5割 27,843円	5割 27,843円
33万円 + 52万円 × 被保険者数 以下	2割 44,549円	2割 44,549円

※「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。

4 社会保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人は、所得割額がかかりません。制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置を受けることができます。

軽減後の均等割額

5割軽減

年額 **27,843円**